

件名	愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>関係法令の改正への対応、個人番号を利用する県の執行機関及び事務並びに住基ネットを通じて本人確認情報を利用することができる県の事務を追加するため、これらの条例の一部を改正するものである。</p> <p>1 愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 個人番号を利用できる事務として新たに1事務を追加 私立中学校等修学支援に関する事務</p> <p>(2) 個人番号を利用できる事務として規定している「外国人保護の実施に関する事務」に「進学準備給付金」の支給事務を追加 ※生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正</p> <p>(3) 雇用対策法の名称変更に伴う条文の改正 雇用対策法 → 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</p> <p>2 住民基本台帳法施行条例の一部改正 愛媛県個人番号の利用に関する条例に追加する事務を追加</p>	
施行日	公布日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	